

発議第8号

三島市議会会議規則の一部を改正する規則案

三島市議会会議規則（平成3年三島市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項を次のように改める。

会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成25年6月25日提出

発 議 者 三島市議会全議員